

## &lt;建築物&gt;

単位：円/非課税

区分	床面積合計	確認申請	中間検査	完了検査
3号建築物（特殊建築物で床面積100m <sup>2</sup> 超200m <sup>2</sup> 以下を除く）及び型式適合認定建築物	100m <sup>2</sup> 以下	21,000	28,000	28,000
	200m <sup>2</sup> 以下	28,000	41,000	41,000
	300m <sup>2</sup> 以下	44,000	52,000	52,000
一戸建ての住宅 地上2階以下 壁量計算 ※1	100m <sup>2</sup> 以下	41,000	36,000	36,000
	200m <sup>2</sup> 以下	50,000	43,000	43,000
	300m <sup>2</sup> 以下	62,000	60,000	60,000
一戸建ての住宅 地上2階以下 許容応力度計算 ※1	100m <sup>2</sup> 以下	51,000	36,000	36,000
	200m <sup>2</sup> 以下	60,000	43,000	43,000
	300m <sup>2</sup> 以下	72,000	60,000	60,000
その他	100m <sup>2</sup> 以下	61,000	36,000	36,000
	200m <sup>2</sup> 以下	70,000	43,000	43,000
	300m <sup>2</sup> 以下	82,000	60,000	60,000
	1,000m <sup>2</sup> 以下	128,000	115,000	138,000
	2,000m <sup>2</sup> 以下	235,000	195,000	222,000
	3,000m <sup>2</sup> 以下	360,000	235,000	265,000
	4,000m <sup>2</sup> 以下	410,000	265,000	290,000
	5,000m <sup>2</sup> 以下	445,000	280,000	320,000
	6,000m <sup>2</sup> 以下	540,000	320,000	375,000
	7,000m <sup>2</sup> 以下	580,000	335,000	410,000
	8,000m <sup>2</sup> 以下	625,000	345,000	430,000
	10,000m <sup>2</sup> 以下	665,000	360,000	460,000
	15,000m <sup>2</sup> 以下	695,000	390,000	500,000
	20,000m <sup>2</sup> 以下	760,000	450,000	580,000
	50,000m <sup>2</sup> 以下	920,000	560,000	710,000
	100,000m <sup>2</sup> 以下	1,380,000	920,000	1,110,000
	200,000m <sup>2</sup> 以下	2,100,000	1,400,000	1,700,000
	200,000m <sup>2</sup> 超え	2,800,000	1,700,000	2,100,000

・3号建築物及び型式適合認定建築物で構造審査が必要な建築物は、その他欄の手数料とします。

・300m<sup>2</sup>を超える型式適合認定建築物は、他の区分の手数料とします。

・中間検査の面積は、当該特定工程の部分までの床面積の合計とします。

・他機関で確認済証を受けている場合、初回検査の手数料に確認申請欄の手数料の1/2を加算します。

・特殊建築物とは 法別表第1 (い) 欄に掲げる用途を示します。

※1 一戸建ての住宅とは、令130条の3に規定する兼用住宅を含む。

## ＜省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査割増料金＞

単位：円/非課税

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書を UDIで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を 他機関で交付している場合
100m <sup>2</sup> 以下	13,000	27,000
200m <sup>2</sup> 以下	15,000	31,000
300m <sup>2</sup> 以下	18,000	37,000
1,000m <sup>2</sup> 以下	29,000	58,000
2,000m <sup>2</sup> 以下	39,000	77,000
3,000m <sup>2</sup> 以下	46,000	92,000
4,000m <sup>2</sup> 以下	51,000	101,000
5,000m <sup>2</sup> 以下	56,000	111,000
6,000m <sup>2</sup> 以下	65,000	130,000
7,000m <sup>2</sup> 以下	70,000	140,000
8,000m <sup>2</sup> 以下	75,000	150,000
10,000m <sup>2</sup> 以下	80,000	160,000
15,000m <sup>2</sup> 以下	87,000	173,000
20,000m <sup>2</sup> 以下	105,000	202,000
50,000m <sup>2</sup> 以下	123,000	245,000
100,000m <sup>2</sup> 以下	195,000	385,000
200,000m <sup>2</sup> 以下	290,000	580,000
200,000m <sup>2</sup> 超え	360,000	720,000

(注) 省エネ適合性判定は、2 建築物エネルギー消費性能適合性判定 業務手数料をご確認ください。

・割増対象床面積は申請図書通りに施工された仮使用認定部分の面積を除外するものとします。

・省エネ仕様基準の場合は除きます。

・以下のいずれかの手続きで省エネの適合性を判断した場合は上記料金を加算します。

(建設評価書の交付を受ける場合は除きます。)

- 1.省エネ適合性判定 (建築物省エネ法11条1項)
- 2.設計住宅性能評価 (建築物省エネ法規則2条2号)
- 3.長期優良住宅認定書 (建築物省エネ法規則2条3号)
- 4.長期使用構造等の確認 (建築物省エネ法規則2条3号)
- 5.省エネ法の大臣認定 (建築物省エネ法規則8条1号)
- 6.性能向上認定 (建築物省エネ法規則8条2号)
- 7.低炭素認定 (建築物省エネ法規則8条3号)

## &lt;昇降機&gt;

単位：円/非課税

区分		確認申請	完了検査 ※3
型式適合認定 (ホームエレベーター等)	単独申請	16,000	24,000
	計画変更(単独申請の場合)	8,000	-
	建築物と併願申請 ※1	8,000	12,000
	計画変更(建築物と併願申請の場合)※2	4,000	-
小荷物専用昇降機	単独申請	16,000	24,000
	計画変更(単独申請の場合)	8,000	-
	建築物と併願申請 ※1	8,000	12,000
	計画変更(建築物と併願申請の場合)※2	4,000	-
昇降機 (上記以外)	単独申請	24,000	36,000
	計画変更(単独申請の場合)	12,000	-
	建築物と併願申請 ※1	24,000	36,000
	計画変更(建築物と併願申請の場合)※2	12,000	-

※1 「建築物と併願申請」は建築物の手数料に加算される金額です。

3号建築物との併願の場合、手数料の加算はありません。

※2 建築物と併願申請した場合で、建築物のみの計画変更であって、昇降機の変更がない場合

昇降機の手数料の加算はありません。（建築物の計画変更の手数料のみとなります）

※3 他機関で確認済証を受けている場合、完了検査の手数料に、確認申請欄の手数料の1/2を加算します。

## &lt;工作物&gt;

単位：円/非課税

区分		確認申請	完了検査 ※1
法88条1項 令138条1項	一号：煙突	高さ6m超	48,000
	二号：鉄塔等	高さ15m超	48,000
	三号：広告塔・記念塔等	高さ4m超	48,000
	四号：高架水槽・サイロ等	高さ8m超	48,000
	五号：擁壁	高さ2m超～3m以下	48,000
		高さ3m超～10m以下	60,000
		高さ10m超	72,000
法88条1項 令138条2項	一号：観光用EV・観光用エスカレーター	<昇降機>の手数料を適用	
	二号：高架の遊戯施設 (慣性運動)	建築面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	三号：原動機遊戯施設 (回転運動)	建築面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
法88条2項 令138条3項	一号：製造施設	建築面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	二号：自動車車庫 (工作物)	建築面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	三号：貯蔵施設 高さ8m超	建築面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	四号：令138条2項一号～三号	上記 令138条2項の欄を適用	
	五号：汚物処理施設	建築面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	六号：「特定用途制限地域」の条例の用途	建築面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	

※1 他機関で確認済証を受けている場合、完了検査の手数料に、確認申請欄の手数料の1/2を加算します。

## &lt;仮使用認定手数料&gt;

単位：円/非課税

区分	床面積合計	手数料
型式適合認定建築物	100m <sup>2</sup> 以下	35,000
	200m <sup>2</sup> 以下	51,000
	300m <sup>2</sup> 以下	65,000
その他	100m <sup>2</sup> 以下	45,000
	200m <sup>2</sup> 以下	54,000
	300m <sup>2</sup> 以下	75,000
	1,000m <sup>2</sup> 以下	175,000
	2,000m <sup>2</sup> 以下	231,000
	3,000m <sup>2</sup> 以下	275,000
	4,000m <sup>2</sup> 以下	303,000
	5,000m <sup>2</sup> 以下	332,000
	6,000m <sup>2</sup> 以下	390,000
	7,000m <sup>2</sup> 以下	418,000
	8,000m <sup>2</sup> 以下	447,000
	10,000m <sup>2</sup> 以下	476,000
	15,000m <sup>2</sup> 以下	520,000
	20,000m <sup>2</sup> 以下	605,000
	50,000m <sup>2</sup> 以下	735,000
	100,000m <sup>2</sup> 以下	1,153,000
	200,000m <sup>2</sup> 以下	1,730,000
	200,000m <sup>2</sup> 超え	2,160,000

・昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定についてはそれぞれ<昇降機>及び<工作物>欄の完了検査手数料と同額の手数料とします。

・仮使用認定の申請をする建築物に昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定が含まれる場合には、<仮使用認定手数料>にそれぞれ<昇降機>及び<工作物>欄の完了検査手数料を加算した額とします。

## &lt;省エネ適合性判定を要する建築物の仮使用認定割増手数料&gt;

単位：円/非課税

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書を UDIで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を 他機関で交付している場合
100m <sup>2</sup> 以下	14,000	30,000
200m <sup>2</sup> 以下	17,000	35,000
300m <sup>2</sup> 以下	21,000	43,000
1,000m <sup>2</sup> 以下	35,000	70,000
2,000m <sup>2</sup> 以下	46,000	92,000
3,000m <sup>2</sup> 以下	55,000	110,000
4,000m <sup>2</sup> 以下	60,000	120,000
5,000m <sup>2</sup> 以下	67,000	134,000
6,000m <sup>2</sup> 以下	78,000	156,000
7,000m <sup>2</sup> 以下	84,000	168,000
8,000m <sup>2</sup> 以下	90,000	180,000
10,000m <sup>2</sup> 以下	95,000	190,000
15,000m <sup>2</sup> 以下	104,000	208,000
20,000m <sup>2</sup> 以下	121,000	242,000
50,000m <sup>2</sup> 以下	147,000	294,000
100,000m <sup>2</sup> 以下	230,000	460,000
200,000m <sup>2</sup> 以下	345,000	690,000
200,000m <sup>2</sup> 超え	432,000	864,000

・割増対象床面積は仮使用認定部分に含まれる省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計とします。

・省エネ仕様基準の場合は除きます。

## &lt;割増手数料&gt;

単位：円/非課税

項目	割増手数料	
消防同意物件	4,000	
天空率使用物件（1天空率毎）	6,000	
各種検証法の物件	2,000m <sup>2</sup> 以下	48,000
	10,000m <sup>2</sup> 以下	84,000
	50,000m <sup>2</sup> 以下	120,000
	50,000m <sup>2</sup> 超え	180,000
省エネ仕様基準 ※住宅に限る (H28告示266号：省エネ基準) (R4告示1106号：誘導基準)	5,000	

・消防同意・天空率使用の割増は、300m<sup>2</sup>以下の建築物に限ります。

・計画変更の場合、消防同意以外の割増料金は、半額とします。

## &lt;構造計算ルート2基準審査割増手数料&gt;

単位：円/非課税

床面積合計	割増手数料
1,000m <sup>2</sup> 以下	121,000
2,000m <sup>2</sup> 以下	163,000
10,000m <sup>2</sup> 以下	187,000
50,000m <sup>2</sup> 以下	248,000
50,000m <sup>2</sup> 超え	458,000

・構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とする他、当該一の建築物の2以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは 当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## &lt;遠隔地割増手数料&gt;

単位：円/非課税

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市,沼田市,吉岡町,東吾妻町,長野原町,草津町,中之条町 みなかみ町,榛東村,嬬恋村,川場村,片品村,昭和村,高山村	15,000
【栃木県】 日光市,那須塩原市,矢板市,大田原市,那須町,塩谷町	

・上記の割増手数料は300m<sup>2</sup>以下の建築物、工作物及び昇降機の検査に限ります。

## &lt;その他の手数料&gt;

単位：円/非課税

種類	手数料
記載事項変更届	4,000
軽微な追加説明書 (施行規則第3条の2第1項10号に該当するもの)	該当物件の当初確認審査手数料の1/2
工事取りやめ届	3,000
取下げ届（既に受理・契約した手数料は返金できません）	0
確認証明等発行手数料	6,000

## &lt;備考&gt;

・増築・用途変更の手数料は、申請支店へお問い合わせください。  
・計画変更の手数料は、算定した面積を各区分（確認申請欄）に当てはめた手数料とします。ただし、建築物の区分『一戸建ての住宅地上2階以下 壁量計算』『一戸建ての住宅 地上2階以下 許容応力度計算』『その他』のうち、主要な用途が一戸建ての住宅の場合で、かつ構造計算書の変更を含まない場合の計画変更については、『3号建築物（特殊建築物で床面積100m<sup>2</sup>超200m<sup>2</sup>以下を除く）及び型式適合認定建築物』の区分の手数料を適用します。

・直前の確認済証をUDIから受けていない計画変更は、新規の確認申請手数料とします。  
・中間・完了検査で、是正確認等の再検査となった場合は、再検査手数料として検査手数料の半額とします。ただし、計画の変更があり検査申請を取り下げた後に再検査となった場合は、検査手数料の全額とします。  
・完了検査で、追加説明書の提出が必要となった場合は、計画変更と同額の手数料とします。  
・UDIで確認審査中であった申請を取り下げて、同一の計画を再申請する場合は、該当する 確認申請手数料(消防同意を除く)の半額とします。

※経過措置：以下の手数料表は、令和7年3月31日までに着工した物件で

令和8年3月31日までに受付した場合に限る

単位：円/非課税

＜建築物＞

区分	床面積合計	計画変更	中間検査	完了検査
4号建築物（特殊建築物で床面積100m <sup>2</sup> 超200m <sup>2</sup> 以下を除く） 及び 型式適合認定建築物	100m <sup>2</sup> 以下	21,000	28,000	28,000
	200m <sup>2</sup> 以下	28,000	41,000	41,000
	500m <sup>2</sup> 以下	44,000	52,000	52,000